

令和元年12月13日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

株式会社佐藤組 白山市女原ト10

2 指名停止期間

令和元年12月13日から令和元年12月26日まで (2週間)

3 指名停止理由

令和元年11月30日、石川土木総合事務所発注の「釜谷川 緊急改築工事」において、上記有資格者の作業員が、削孔作業を行っていたところ、右手に装着していたゴム手袋が削岩機ロッドの回転に巻き込まれ、右手の指を負傷した。

同年12月5日に、金沢労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712